

平成27年度  
第5回高松市農業委員会農地部会  
議 事 録

平成27年8月10日開会

高松市農業委員会

平成27年度第5回高松市農業委員会農地部会議事録

開催日時 平成27年8月10日（月）午後3時開会

開催場所 高松市役所第32会議室

出席委員 19人

- 1番 高砂 清一（農地部会長）
- 2番 片山 久男
- 3番 田井 天久
- 4番 上砂 正義
- 5番 三笠 輝彦（会長）
- 6番 木村 保夫
- 7番 妻鹿 常男
- 8番 小山 智
- 9番 横井 豊
- 10番 森口 憲司
- 11番 能祖 壽一（会長職務代理者）
- 12番 河北 初雄
- 13番 富本 正樹
- 14番 妹尾 嘉起
- 15番 湊 敏好
- 17番 久保 宣仁
- 18番 森西 征二
- 19番 藤原 正雄
- 20番 谷口 勝幸（農地部会長職務代理者）

欠席委員 1人

- 16番 原田 和幸

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長 三好 和則
- 農政課 長 川西 好春
- 農政課長補佐 大井 昌和
- 兼農政管理係長
- 農地係 長 多田 利浩
- 主 査 森 亮介
- 主任主事 稲井 稔
- 主任主事 穴吹 一雄
- 主任主事 寺井 康弘

## 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について  
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
（特別議案）
- 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
（一般議案）
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に  
ついて
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
（特別議案）
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
（一般議案）
- 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第8号 競売買受適格証明願について
- 議案第9号 非農地証明願について
- 議案第10号 一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の設置等に係る意見について
- 報 告 農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農業委  
員会会長許可専決処分について

議長(農地部会長) ただ今から平成27年度第5回高松市農業委員会農地部会を開会いたします。

現在の出席委員は20人中19人で、部会は成立しております。

なお、欠席委員は、原田委員です。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が有りませんので、議事録署名委員は3番田井委員、4番上砂委員の御兩名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

穴吹主任主事 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、転用するため農業経営基盤強化促進法による貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権23番のとおりです。

2番は、一部を転用し残りを貸借人自ら耕作するため農業経営基盤強化促進法による貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第4条第1項の規定による許可申請15番及び同法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借15番のとおりです。

3番も、一部を転用し残りを貸借人自ら耕作するため農業経営基盤強化促進法による貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第4条第1項の規定による許可申請16番及び同法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借16番のとおりです。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

2ページをお開きください。

1番は、貸人が近く転用するため返還を受けたものです。

2番も、貸人の子が近く転用するため返還を受けたものです。

3番は、一部を転用し残りを貸人自ら耕作するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権14番のとおりです。

4番は、第三者が近く転用するため返還を受けたものです。

5番も、貸人の子が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借14番のとおりです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について3件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について5件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第1号は、通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して、片山委員から説明をお願いします。

片山委員 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申し上げます。

本日の特別現地調査委員は、高砂農地部会長を始め田井委員、上砂委員と、私、片山の4名です。

それでは、別紙の4条特別議案書1ページを御覧ください。

1番の申請地は、高松市立大野小学校南東350メートルに在り、賃貸共同住宅・道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する併用公衆用道路・用悪水路が31.87平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市香南支所西1キロメートルに在り、発電出力48.6キロワット、パネル1枚の面積約1.64平方メートルを208枚、8基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、高松市道に面し、申請者の自宅からも近く、設備の維持管理も容易であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成26年12月10日に受付けされ転用の確実性が認められ、隣接農地関係者5名のうち、1名とは生活環境の悪化を理由に調整を了していませんが、転用に当たっての被害防除措置については、申請者において責任を持って解決する旨の確約もなされており、適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、高松市立国分寺南部小学校北500メートルに在り、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案3件であります。許可相当の判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の議決も併せて審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲井主任主事 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書3ページをお開きください。

1番は、露天駐車場拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成9年から露天駐車場として使用されておりますが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が995.22平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

2番は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.32平方メートルを252枚、2基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成27年7月14日に受付けされ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考え

ます。

3番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地以外には自己所有の農地がなく、周辺は宅地化が進んでいることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、露天貸駐車場拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が631平方メートル有ります。

6番は、貸事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、貸住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存住宅の敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和55年に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。また、併用宅地等が450.87平方メートル有り、申請地と合わせると500平方メートルを超えていますが、併用地450.87平方メートルのうち、235平方メートルが持分4分の1の進入路となっており問題無いと考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

8番は、非農家の自己住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅を建築するために既存住宅の敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和55年に建築済みですが、隣接農地関係者との調整

もできており、被害防除措置も適切であると考えます。また、併用宅地等が543.78平方メートル有り、申請地と合わせると500平方メートルを超えていますが、併用地543.78平方メートルのうち、235平方メートルが持分が4分の1の進入路となっており問題無いと考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

4ページをお開きください。

9番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存住宅の敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和55年に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が893.01平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

11番も、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、合併浄化槽及び排水管を埋設するために既存住宅の敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和55年5月に造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が590.12平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

12番は、発電出力24.3キロワット、パネル1枚の面積約1.22平方メートルを152枚、2基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自宅に隣接し設備の維持管理も容易であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成26年12月22日に受付けられ転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

15番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、隣接道からの進入を容易にするために既存住宅の敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成5年4月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が535.30平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。農地法第18条第6項の規定による通知2番に関連しています。

16番も、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、納屋を建築するために既存住宅の敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和62年に建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が729.71平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。農地法第18条第6項の規定による通知3番に関連しています。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について13件であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。

私からお聞きしたいのですが、7番・8番・9番は、地番の枝番が連番となっておりますが、何か特別ないきさつでもあるのでしょうか。

**川西農政課長** 7番・8番・9番は、お尋ねのように地番が連番の一かたまりの土地で、いずれも無断転用であり、土地を相続取得した3人の申請人全員が無断転用を解消したいということで申請されたものです。

**議 長** 分かりました。3件ともこの際、無断転用の解消ということですね。

他に御質問等はありませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**森主査** 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書5ページをお開きください。

1番は、平成27年6月2日付けで運動場・露天駐車場用地として転用許可を受けていましたが、一体として利用可能な隣接農地の取得が可能となったことから、転用区域の拡大と併せて工事完了日を延長するため、事業計画変更申請するものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権2番に関連しています。

2番は、平成27年5月27日付けで2区画の宅地分譲用地として許可を受けていました

が、購入希望者から2区画を1区画にまとめて買い受けたいとの申入れがあったため、区画数を2区画から1区画に変更申請するものです。

3番は、平成24年4月6日付けで分譲住宅用地10棟として許可を受けていましたが、1棟の建築が遅れていることから、工事完了日を平成27年3月31日から29年4月30日に変更申請するものです。

4番も、平成24年8月17日付けで分譲住宅用地11棟として許可を受けていましたが、1棟の建築が遅れていることから、工事完了日を平成27年7月31日から29年7月31日に変更申請するものです。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について4件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員の片山委員及び田井委員から説明をお願いします。

片山委員 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

それでは、別紙の5条特別議案書所有権の1ページを御覧ください。

1番の申請地は、高松市立太田南小学校西300メートルに在り、10区画の宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、申請地6筆のうち、1筆は、使用貸借による権利を設定し、道路用地とするものです。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立木太中学校北350メートルに在り、10区画の宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地

は無く、被害防除措置も適切であると考えます

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

私の説明はここまでとさせていただきます、3番からは田井委員が説明いたします。

**田井委員** 現地調査委員の田井です。

3番の申請地は、高松大学北150メートルに在り、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は分譲住宅等で宅地化が進み住環境の良い地域に在り、大学にも近く入居が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知3番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4番の申請地は、高松市立円座小学校北西450メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道32号線に近く交通の利便性が良く、周辺には教育施設や医療施設が整い、分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が49.31平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

次に、賃借権の1ページを御覧ください。

1番の申請地は、高松市立林小学校北西650メートルに在り、1番の1は住宅設備会社への貸事務所・防火水槽用地、1番の2は当該事業者の従業員・来客用の露天貸駐車場・駐輪場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立大野東保育所の西隣に在り、保育所建替え拡張工事に伴い市道拡幅工事が行われることから併設している老朽化した水路の改修工事を同時に実施する必要が生じたため、工事用の露天資材・車両置場用地として、平成27年7月15日から28年12月30日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成27年7月に造成済みですが、一時転用後の農地復元が確実と認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権4件、賃借権2件であります。許可相当の判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の議決も併せて審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案の所有権移転について御説明申しあげます。

議案書6ページをお開きください。

1番は、転用者が役員をしている法人の事業拡大から新たな駐車場が必要となり、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、転用者が経営している会社に隣接しており、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が585.77平方メートルあります。

なお、本来は駐車場として使用する法人が転用者となるべきところですが、資金面の理由から代表者である個人が取得して法人に貸し付けるものです。

2番は、現在、計画中の運動場整備予定地を拡張するため、隣接する申請地を取得し、運動場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も

適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請1番に関連しています。

3番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和31年4月ごろに所有者において造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。併用宅地が159.58平方メートル有ります。

5番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

7ページをお開きください。

7番は、購入予定の賃貸共同住宅の駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成15年ごろに造成済みですが、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。併用宅地が557.81平方メートル有ります。

8番は、父所有の農地を譲り受けて、非農家の自己住宅及び進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、周辺は宅地化の進んだ閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和49年ごろに造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。排水管を埋設するための農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借1番に関連しています。

10番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて申請直前に一部造成してしまった無断転用の解消を図るものです。

11番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、高松市道に面し交通の利便性も良く、周辺は分譲住宅等で宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分は適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路等が44.79平方メートル有ります。

13番も、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、12番の申請地の隣接地で、周辺は分譲住宅等で宅地化され住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8ページをお開きください。

15番は、賃貸共同住宅敷地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が231.12平方メートル有ります。

16番は、住宅を建築する際、境界誤りから隣接地に塀を設置したため、宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和54年9月8日に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るも

のです。併用宅地が379.91平方メートル有ります。

17番は、現住宅を売却する必要が生じたため、新たに非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、現住宅がある場所から近く、自治会の変更もなく生活環境に支障が生じないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

18番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、小学校・病院・商業施設に近く生活環境が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が124平方メートル有ります。

19番は、転用者が農産物の加工販売をしており客足も順調に伸び、物置及び冷蔵庫の置場が必要となったため、店舗の敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成25年5月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。併用雑種地が1,246平方メートル有ります。

20番は、水路拡幅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

22番は、事業拡大により所有車両が増えたため、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が1,997平方メートル有ります。

9ページをお開きください。

23番は、徳島県で不動産業を営んでいる転用者が、香川県での事業展開を図るため、

賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道檀紙・鶴市線に近く交通の利便性も良く、周辺は宅地化が進み住環境の良い地域であり、入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知1番に関連しています。

24番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は宅地化が進み実家に隣接しており、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

25番は、父所有の農地を譲り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、周辺は閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

26番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

27番は、賃借により借り受けている事務所を解約し、その代替地として申請地を取得し事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、高松西インターチェンジにも近く、事業展開がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

10ページをお開きください。

1番は、現在、利用している駐車場の賃借期間満了により代替地が必要となったため、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

一立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成5年ごろに一部造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。併用宅地が156.33平方メートル有ります。

4番は、5番の転用計画に伴い、隣接しているため池の管理道及び農地への進入路として、共同施工にて転用申請するものです。

立地基準については、綾川町との境界にある第2種農地に区分されますが、農業用施設用地であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、綾川町で96平方メートルの農地法第5条第1項の規定による許可の同時申請があり、併用公衆用道路が高松市に5.45平方メートル、綾川町に44.23平方メートル有ります。

5番は、店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、綾川町との境界にある第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道三木・綾川線と主要地方道国分寺中通線の交差点付近に在り、交通量が多く近辺に同種の店舗が無く、集客が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで被害防除措置も適切であると考えます。

なお、綾川町で985平方メートルの農地法第5条第1項の規定による許可の同時申請があり、高松市に併用公衆用道路が50.29平方メートルと綾川町に併用雑種地等が1,480.77平方メートル有ります。

6番は、隣接地での診療所の新築工事に伴い工事関係者の車両、工事用資材及び残土の置場用地として、平成27年9月1日から28年6月30日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、一時転用後の農地復元が確実と認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

11ページをお開きください。

2番は、父と祖母との共有農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実

家に隣接し、学校、医療施設等の公共施設にも近く、周辺は宅地化された閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和51年5月ごろに一部造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

3番も、祖母所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域に接し、実家の隣接地で周辺は閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、所有雑種地に賃貸共同住宅を建築するに当たり、入居者相当分の駐車場を確保するため、隣接地を子供から借り受け、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成18年ごろに造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が638平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

5番は、夫所有の農地を借り受けて、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、祖母所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、周辺は閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、妻所有の農地を借り受けて、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成14年9月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るもので

す。併用宅地が496.35平方メートル有ります。

8番は、父所有の農地を借り受けて、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成24年ごろに建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。併用宅地が284.28平方メートル有ります。

9番は、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家から100メートルと近く、周辺は閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

10番も、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、周辺は閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

11番も、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、周辺は閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が174.33平方メートル有ります。

12ページをお開きください。

12番も、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道11号線沿いに在り、交通の利便性が良く実家に近接していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

13番も、祖父所有の農地を借り受けて、分家住宅及び排水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近く県営住宅団地に近接し、周辺は閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14番も、母所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し学校、医療施設等にも近く、周辺は閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用介在畑が11.98平方メートル有ります。使用貸借に係る農地返還通知5番に関連しています。

15番も、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し学校、医療施設等にも近く、周辺は閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知2番に関連しています。

16番も、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、周辺は閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知3番に関連しています。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権23件、賃借権4件、使用貸借15件、計42件であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに

決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

穴吹主任主事 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権について御説明申しあげます。

議案書13ページをお開きください。

1番は、残存小作地を買い入れるもので、取得後は水稻を作付けするものです。

審査基準のうち、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番と3番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人に譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

4番も、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人に譲り渡すもので、取得後は水稻と野菜を栽培するものです。

5番も、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人に譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

6番は、譲渡人が高齢で農業を廃止することから、後継者に一括贈与するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

7番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人に譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

8番も、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人に譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

次に、使用貸借について御説明申しあげます。

14ページをお開きください。

1番は、隣接地を自己住宅用地として転用することに伴い、父親から借り受けて合併浄化槽からの排水管を埋設するものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権8番に関連しています。

2番は、父親から借り受けて自らが耕作主体となって野菜を栽培するものです。

以上、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権8件、使用貸借2件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 競売買受適格証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

穴吹主任主事 議案第8号 競売買受適格証明願について御説明申しあげます。

議案書15ページをお開きください。

1番と2番は、いずれも耕作目的で高松地方裁判所の競売に入札するため、1番は平成27年7月13日、2番は同年8月6日に適格証明願が提出されたものです。

農地法第3条第1項の許可に係る審査基準に基づき審査した結果、2件とも問題は有りませんでしたので、非農地部分を除いて適格証明書を交付するものです。

なお、本件は開札期日が8月19日で、売却決定期日が10月21日となっており期間に余裕がありますので、最高価買受人又は次順位買受人から農地法第3条第1項の規定による許可申請が提出された場合、通常どおり農地部会に諮らせていただく予定としております。

以上、議案第8号 競売買受適格証明願について2件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 競売買受適格証明願については、適格相当として証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第8号については、適格相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第9号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲井主任主事 議案第9号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書16ページをお開きください。

1番は、昭和62年ごろから20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第9号 非農地証明願について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が無いようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第10号 一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の設置等に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第10号 一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設等の設置に係る意見について御説明申しあげます。

資料1のイを御覧ください。

1ページのとおり、平成27年6月29日付けで環境指導課長から一般廃棄物処理施設等の設置に係る問題点について照会がありました。

施設の概要は2ページの事前指導申出書のとおりで、詳細につきましては3ページから5ページまでの事業計画書のとおりです。

設置予定者は、樹木剪定等による木くずを市清掃工場で焼却処分及び民間処理業者に持ち込み処分をしていますが、経費縮小の目的で、申請地に移動式木くず破砕機を設置するため、一般廃棄物処理施設等の設置許可を受けようとするものです。

取り扱う廃棄物は、剪定枝葉で、処理能力は、日量16トンです。濁水の流出は無く、悪臭は発生しないとのことです。

資料表紙にお戻りください。

施設の主たる設置場所は、3のとおりで、平成27年7月24日に国分寺地区担当農業委員と地区担当職員で現地調査を実施し、同月29日に開催された第6地区部会において審議した結果、5農業委員会の意見(案)のとおり、第1点として、一般廃棄物処理施設の設置場所は、農地以外の土地であるため農地法に係る許可等の必要はないが、施設設置場所周辺の農地所有者及び関係水利組合等に対しては、施設設置について周知説明の上、理解を得ること。第2点として、廃棄物の処理に当たっては、周辺農地及び農作物に影響を及ぼさないよう万全を期すことと回答するものです。

次に、資料1のロを御覧ください。

1ページのとおり、平成27年7月3日付けで環境指導課長から産業廃棄物処理施設等の設置に係る問題点について照会がありました。

施設の概要は2ページの事前指導申出書のとおりで、詳細につきましては3ページ及び4ページの事業計画書のとおりです。

設置予定者は、一般廃棄物及び産業廃棄物処理事業等を営んでおり、中間処理施設で産業廃棄物をリサイクルするための中間処理を行っていますが、その取扱品目のうち、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの処理業務を本社事業所において実施するため、産業廃棄物の選別圧縮施設を中間処理施設から移設しようとするものです。選別圧縮施設の処理能力は、日量2トンで、処理業務に伴う汚水の発生はなく、水質や土壤に与える影響も無いとのことです。

資料表紙にお戻りください。

施設の設置場所は、3のとおりで、平成27年7月23日に三谷地区担当農業委員と地区担当職員で現地調査を実施し、同月30日に開催された第3地区部会において審議した結果、5農業委員会の意見（案）のとおり、第1点として、産業廃棄物処理施設の設置場所は、農地以外の土地であるため農地法に係る許可等の必要はないが、施設設置場所周辺の農地所有者及び関係水利組合等に対しては、施設設置について周知説明の上、理解を得ること。第2点として、廃棄物の処理に当たっては、周辺農地及び農作物に影響を及ぼさないよう万全を期すことと回答するものです。

次に、資料1のハを御覧ください。

1ページのとおり、平成27年7月6日付けで環境指導課長から産業廃棄物処理施設等の設置に係る問題点について照会がありました。

施設の概要は2ページの事前指導申出書のとおりで、詳細につきましては3ページの事業計画書のとおりです。

設置予定者は、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬業を営んでいますが、収集した廃棄物の一部を中間処理する目的で、破砕機を導入するものです。

取り扱う廃棄物は廃プラスチック類で、処理能力は日量4.816トンです。処理業務に伴う汚水の発生はなく、水質や土壌に与える影響もないものとされています。

資料表紙にお戻りください。

施設の設置場所は、3のとおりで、平成27年7月24日に国分寺地区担当農業委員と地区担当職員で現地調査を実施し、同月29日に開催された第6地区部会において審議した結果、5農業委員会の意見（案）のとおり、第1点として、産業廃棄物処理施設の設置場所は、農地以外の土地であるため農地法に係る許可等の必要はないが、施設設置場所周辺の農地所有者及び関係水利組合等に対しては、施設設置について周知説明の上、理解を得ること。第2点として、廃棄物の処理に当たっては、周辺農地及び農作物に影響を及ぼさないよう万全を期すことと回答するものです。

以上、議案第10号 一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設等の設置に係る意見について、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第10号 一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の設置等に係る意見については、原案のとおり回答することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第10号 一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設等の設置に係る意見については、原案のとおり回答することに決定いたしました。

次に、報告として農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について事務局の報告を求めます。

多田農地係長 それでは、農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について御報告申しあげます。

資料2の表紙を御覧ください。

毎月の農地部会で御審議いただいた案件について、当月の22日ごろに開催される香川県農業会議に諮問し、許可相当との答申をいただいたものについて、平成27年7月8日から同年8月6日までに会長専決により許可書を発行したものであります。

まず、許可件数ですが、6月以前の農地部会議決分として4条が1件、5条が4件、7月農地部会議決分として4条が13件、5条が20件、合計で4条が14件、5条が24件です。

許可保留件数については、6月以前の農地部会議決分として4条は無く、5条が5件、7月農地部会議決分として4条が10件、5条が37件、合計で4条が10件、5条が42件です。

取下については、4条・5条ともに該当有りませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明します。

4条・5条に係る農振除外について、香川県において農用地利用計画変更案の公告開始が遅れ、協議に対する同意決定が遅れたため許可保留件数が例月と比較すると多くなっています。

2ページを御覧ください。

4条関係で7月議決分の8番・9番、12番から15番まで、19番・20番、3ページの22番・23番が農振除外未了で許可保留になっています。

なお、農振除外確定の予定日ですが、8月13日ごろと農林水産課から聞いています。

続きまして、4ページを御覧ください。

5条関係で、5月議決分の9番が開発許可未了で許可保留となっています。

同じく5条関係で、6月議決分の2番・7番が開発許可未了で許可保留となっています。8番は、申請後の渡人死亡に伴う相続登記手続中で許可保留となっています。13番は、直近事業造成工事未了で許可保留となっています。

5ページを御覧ください。

5条関係所有権で、7月議決分の2番が開発許可未了で許可保留となっています。

7番が屋島地区での転用のため、文化財課の史跡天然記念物屋島の現状変更許可未了で許可保留となっています。11番が開発許可、農振除外、直近事業造成工事未了で許可保留となっています。12番が開発許可未了で許可保留となっています。戻っていただいて、5番・8番・9番、14番から19番までが農振除外未了で許可保留となっています。

6ページを御覧ください。

22番が開発許可、農振除外未了で、23番・24番が農振除外未了で許可保留となっています。25番が農振除外、香川県みどり保全課の開発協議未了で許可保留となっています。27番が開発許可、農振除外未了で、28番が農振除外、墓地経営許可未了で、29番が農振

除外未了で許可保留となっています。

続きまして、貸借権関係で3番が農振除外未了で、4番が農振除外、国庫補助金の交付決定未了で許可保留となっています。5番から7番までが農振除外未了で許可保留となっています。

最後に、使用貸借関係ですが、2番が農振除外未了で許可保留となっています。

7ページを御覧ください。

3番・4番・6番・9番・10番・12番・13番・16番・18番・20番・21番が農振除外未了で許可保留となっています。

以上で報告事項の御説明を終わります。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等は有りませんか。——御発言が無いようですので、以上で報告を終わります。

以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで平成27年度第5回高松市農業委員会農地部会を閉会いたします。

午後4時30分 閉会

会 長

議事録署名委員

部 会 長

委 員

委 員